

令和6年度答申第24号  
令和6年7月30日

諮問番号 令和6年度諮問第21号（令和6年7月8日諮問）  
審査庁 環境大臣  
事件名 産業廃棄物収集運搬業許可取消処分等に関する件

## 答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

## 結 論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

## 理 由

### 第1 事案の概要

本件は、A都道府県知事（以下「処分庁」という。）が、産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物収集運搬業（以下併せて「産業廃棄物収集運搬業等」という。）の許可を有する審査請求人X（以下「審査請求人」という。）に対し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という。）14条の3の2第1項4号（廃掃法14条の6で準用する場合も含む。）の規定に基づき、当該各許可を取り消す処分（以下「本件取消処分」という。）をしたところ、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

#### 1 関係する法令の定め

- （1）廃掃法14条1項は、産業廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない旨規定し（以下同項の許可を受けた者を「産業廃棄物収集運搬業者」という。）、同条2項は、同条1項の許可は、5年を下らな

い期間であって当該許可に係る事業の実施に関する能力及び実績を勘案して政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失うと規定し、同条3項は、同条2項の更新の申請があった場合において、同項の期間（以下「許可の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の許可は、許可の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有すると規定する。

廃掃法14条の4第1項は、特別管理産業廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない旨規定する（以下同項の許可を受けた者を「特別管理産業廃棄物収集運搬業者」という。）。

(2) 廃掃法14条の3の2第1項（廃掃法14条の6で準用する場合を含む。）は、都道府県知事は、産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物収集運搬業者（以下併せて「産業廃棄物収集運搬業者等」という。）が同項各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消さなければならない旨規定し、同項4号は、廃掃法14条5項2号イ又はハからホまでのいずれかに該当するに至ったとき（前3号に該当する場合を除く。）と規定する。

(3) 廃掃法14条5項2号イは、廃掃法7条5項4号イからチまでのいずれかに該当する者と規定し、廃掃法14条5項2号ニは、法人でその役員のうちに同号イに該当する者のあるものと規定する。

(4) 廃掃法7条5項4号ニには、刑法（明治40年法律第45号）204条の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者が挙げられている。

(5) 刑法204条は、人の身体を傷害した者は、15年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処すると規定する。

## 2 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は、以下のとおりである。

(1) 審査請求人は、処分庁から、平成30年10月27日、産業廃棄物収集運搬業の更新許可（令和5年10月26日まで）を受け、令和元年10月1日、特別管理産業廃棄物収集運搬業の更新許可（令和6年9月30日まで）を受けた。

（産業廃棄物収集運搬業許可証、特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証）

(2) 審査請求人の代表取締役であるB（以下「本件代表取締役」という。）は、令和3年11月18日、C簡易裁判所において、傷害罪（刑法204条）により罰金30万円に処する旨の略式命令を受け、同年12月7日にその刑が確定した。本件代表取締役は、この間に、罰金を仮納付した。

（起訴状、略式命令謄本）

(3) 審査請求人は、令和5年8月21日、処分庁に対し、産業廃棄物収集運搬業の許可申請（更新）を行った。

（産業廃棄物収集運搬業許可申請書）

(4) 処分庁は、令和5年11月7日付けで、審査請求人に対し、上記(2)の刑が確定した事実が、廃掃法14条5項2号ニ（廃掃法7条5項4号ニに該当）に該当するとして、廃掃法14条の3の2（廃掃法14条の6で準用する場合を含む。）第1項4号の規定に基づき、上記(1)の産業廃棄物収集運搬業等の許可を取り消した（本件取消処分）。

（産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物収集運搬業許可の取消しについて）

(5) 審査請求人は、令和6年2月7日、審査庁に対し、本件取消処分を不服として本件審査請求をした。

（審査請求書）

(6) 審査庁は、令和6年7月8日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして諮問をした。

（諮問書、諮問説明書）

### 3 審査請求人の主張の要旨

(1) 本件代表取締役が、傷害罪により罰金の略式命令を受け、刑が確定したことは否定しないが、この傷害罪は、本件代表取締役の個人的なトラブルが原因となっているものであり、審査請求人の事業とは全く関係ないものである。このような本件代表取締役の個人的な罪で審査請求人に与えられていた許可を取り消すことは、審査請求人の営業の自由（憲法22条1項）を不当に侵害するものであり、違法である。

(2) 本件取消処分の根拠となった廃掃法の規定において、本件代表取締役が刑事罰を受けた背景を考慮することなく、また、何ら意見聴取をすることなく、傷害罪による刑の確定をもって一律に許可を取り消すこととしているのは、上記のとおり営業の自由を不当に侵害するものであり、違憲である。

したがって、上記規定に基づく本件取消処分は違法であるから、取消しの裁決を求める。

## 第2 諮問に係る審査庁の判断

審査庁は、審理員の判断は妥当であるとしているところ、審理員の意見の概要は、以下のとおりである。

### 1 本件取消処分に係る規定の違憲性について

審査請求人は、上記第1の3のとおり主張する。

一般に、許可及びこれに伴う許可取消しの制度は、職業の自由に対する強力な制限であるから、その合憲性を肯定し得るためには、原則として、重要な公共の利益のために必要かつ合理的な措置であることを要するというべきである。

そこで検討すると、廃掃法の規定は、国民の生活環境の保全や公衆衛生の向上を図ることを目的とし、不法投棄や不適正処理の未然防止措置の一環として、産業廃棄物収集運搬業等の資格を許可制として規制したものであり、当該規制は、重要な公共の利益のためにされる措置であるということができ

る。

次に、廃掃法14条の3の2第1項4号（廃掃法14条の6により準用する場合を含む。）は、都道府県知事は、産業廃棄物収集運搬業等を行う者が欠格事由のいずれかに該当するに至ったときは、その許可を取り消さなければならないと規定する。欠格事由の具体的内容を規定した廃掃法7条5項4号ニにおいて「この法律（中略）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの（中略）に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条（中略）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から5年を経過しない者」を一般廃棄物収集運搬業の許可の欠格要件として定め、廃掃法14条5項2号イにおいてこれを産業廃棄物収集運搬業等の許可の欠格事由として定めているのは、申請者の一般的適性について、法に従った適正な業の遂行を期待し得ない者を類型化して排除することを趣旨とするものであり（「行政処分の指針について（通知）（令和3年4月14日付け環循規発第2104141号）」第2の2（4））、人の信頼を裏切る行為を行うおそれのある者を廃棄物処理業から排除することにより、不法投棄及び不適正処理をあらかじめ防止し、生活環境の保全や公衆衛生の向上を図るためである。

そして、廃掃法14条5項2号ニが「法人でその役員又は政令で定める使

用人のうちにイ又は口のいずれかに該当する者のあるもの」を法人の産業廃棄物収集運搬業等の許可の欠格要件として定めているのは、法人の業務執行に責任を持つべき役員に上記事由がある場合を法人自体の欠格要件とすることによって、法に従った適正な業の遂行を期待し得ない者を確実にその実質的な運営から排除して、産業廃棄物収集運搬業等を行う者の一層の資質の向上と信頼性の確保を図ったものといえる。

なお、廃掃法14条の3の2第1項4号、14条5項2号イ及びニ並びに廃掃法7条5項4号ニのいずれの規定にも、法人の産業廃棄物収集運搬業等の許可の欠格要件及び取消要件となる役員の罰金刑について、その対象となる犯罪行為を法人の業務に係る場合に限定する旨の文言はない。

このような廃掃法の各規定の趣旨及びその文言によれば、廃掃法は、法人の業務遂行における役員の責任の重要性を考慮して、法人の役員が一定の法令等に違反するなどして罰金の刑に処せられた場合には、犯行に至った経緯を考慮することなく、当該法人の産業廃棄物収集運搬業等の許可を取り消して、適正な業の遂行や廃棄物の適正な処理体制の確保を図ろうとしたものというべきである。

そして、禁錮以上の刑に処せられた場合には対象となる犯罪行為に限定がない（廃掃法7条5項4号ハ）のと比較し、罰金刑に留まる場合には、対象となる犯罪行為を、法その他生活環境の保全を目的とする法令や粗暴犯など一部の法令に限定し、刑の軽重により、法に従った適正な業の遂行を期待し得ない者の範囲に差異を設けている。

以上のことから、廃棄物の適正な処理体制を確立するための規制として必要かつ合理的といえることから、上記の廃掃法の定めが憲法22条1項に違反するということとはできない。

## 2 本件取消処分 of 違法性について

本件代表取締役は、本件代表取締役に対する罰金刑が確定した令和3年12月時点においても、審査請求人の代表取締役であったと認められ、これを覆すに足りる事情はない。

本件代表取締役は、刑法204条に規定する傷害罪により、令和3年11月18日にC簡易裁判所において罰金30万円の刑を言い渡され、同年12月7日に当該刑が確定している。これにより、本件代表取締役は、本件取消処分の時点において、「刑法（明治40年法律第45号）第204条（中略）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けるこ

とがなくなつた日から5年を経過しない者」(廃掃法7条5項4号ニ)に該当する。

そして、本件代表取締役は審査請求人の代表取締役であるから、審査請求人は、廃掃法14条の3の2第1項4号(廃掃法14条の6により準用する場合を含む。)に規定する廃掃法14条5項2号ニ(廃掃法7条5項4号ニに該当)に該当することが明らかである。

これに対し、審査請求人は、本件代表取締役が犯した傷害罪は、同人の個人的なトラブルが原因となったものであり、審査請求人の事業とは全く関係がないものであることを理由に、本件取消処分は審査請求人の営業の自由(憲法22条1項)を不当に侵害するものであることから、違法であると主張する。

しかし、本件取消処分の根拠となる廃掃法14条の3の2第1項は、同項1号ないし6号のいずれかに該当した場合にはその許可を取り消さなければならないこととしており、同項4号に掲げる廃掃法14条5項2号ニ(廃掃法7条5項4号ニ)に該当する事実と取消処分の対象となる事業内容との関連性を求めておらず、本件代表取締役が刑法204条の傷害の罪を犯した背景を考慮する余地はない。

したがって、本件取消処分は適法である。

### 3 手続上の問題点について

処分庁は、本件取消処分に際して、聴聞手続を執っておらず、また、審査請求人も、処分庁が本件代表取締役から何ら意見聴取をすることなく許可を取り消したことを問題視しているとも思われることから、手続上の問題点の有無について検討する。

行政手続法(平成5年法律第88号)13条1項1号イにおいて、行政庁は、許認可等を取り消す不利益処分をしようとする場合には、当該不利益処分の名あて人となるべき者について、聴聞の手続を執らなければならないこととされている。しかし、法令上必要とされる資格の不存在又は喪失の事実が裁判所の判決書等の客観的な資料により直接証明された不利益処分をしようとする場合は、同条2項2号の規定により、意見陳述手続を要しない。

これを本件についてみると、本件代表取締役は、令和3年11月5日付け起訴状及び同月18日付け略式命令書という客観的な資料によって、裁判所の命令により刑法204条に規定される傷害の罪で罰金30万円の刑に処せられ、同年12月7日にこれが確定したことが証明されており、これによっ

て、審査請求人が欠格事由に該当するに至ったことが直接証明されたというべきである。

したがって、処分庁が、本件代表取締役に対する聴聞の機会を設けることなしに本件取消処分を行ったことは、行政手続法の規定上問題のない対応であり、適法である。

#### 4 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由がないため、行政不服審査法45条2項の規定により、棄却されるべきである。

### 第3 当審査会の判断

当審査会は、令和6年7月8日、審査庁から諮問を受け、同月26日、調査審議をした。

また、審査庁から、令和6年7月16日、主張書面及び資料の提出を受けた。

#### 1 本件諮問に至るまでの一連の手続について

本件諮問に至るまでの一連の手続に特段違法又は不当と認めるべき点はない。

#### 2 本件取消処分の適法性及び妥当性について

- (1) 審査請求人は、審査請求人の事業とは全く関係ない本件代表取締役の個人的な罪で審査請求人に与えられていた許可を取り消すことは、審査請求人の営業の自由（憲法22条1項）を不当に侵害するものであり、違法である旨主張する。

廃掃法14条の3の2第1項柱書き及び同項4号（廃掃法14条の6で準用する場合を含む。）は、都道府県知事は、産業廃棄物収集運搬業者等が、廃掃法14条5項2号ニに該当するに至ったときは、その許可を取り消さなければならない旨規定し、廃掃法14条5項2号ニは、法人でその役員のうちに同号イに該当する者のあるものと規定し、同号イは、廃掃法7条5項4号イからチまでのいずれかに該当する者と規定し、廃掃法7条5項4号ニは、刑法第204条の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者を挙げている。

そこで本件についてみると、審査請求人は、産業廃棄物収集運搬業者等であり（なお、産業廃棄物収集運搬業の許可の有効期間は、令和5年10月26日までであり、本件取消処分前に満了しているが、審査請求人は、令和5年8月21日に当該許可の更新申請をしており、廃掃法14条2項

及び3項の規定により、従前の許可が、許可の有効期間の満了後も更新申請に対する処分がされるまでの間は、なおその効力を有している。) 、その役員である本件代表取締役は、令和3年11月18日、傷害罪（刑法204条）により、罰金30万円に処する旨の略式命令を受け、同年12月7日にその刑が確定し、この間に罰金30万円を仮納付している。

そうすると、本件取消処分時点で、審査請求人の役員である本件代表取締役が、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者に該当するに至っていることは明らかであり、処分庁は、審査請求人の産業廃棄物収集運搬業等の許可を取り消さなければならないのであるから、本件取消処分は、廃掃法の各規定に基づく適法なものである。

- (2) 審査請求人は、本件取消処分の根拠となった廃掃法の規定において、本件代表取締役が刑事罰を受けた背景を考慮することなく、また、何ら意見聴取をすることなく、刑の確定をもって一律に許可を取り消すこととしているのは、営業の自由を不当に侵害するものであり、違憲である旨主張する。

しかし、廃掃法14条の3の2（廃掃法14条の6で準用する場合を含む。）第1項は、欠格要件に該当するに至ったものなど、特に悪質な業者について、都道府県知事が産業廃棄物収集運搬業等の許可を取り消さなければならないとしたものであるところ、産業廃棄物収集運搬業者等の許可の欠格要件を定めた廃掃法14条5項2号及び7条5項4号は、遵法精神に欠け、暴力団等のような粗暴な行為や人の信頼を裏切る行為を行うおそれのある者を確実にその業務の実質的な運営から排除し、産業廃棄物収集運搬業者等の一層の資質の向上と信頼性の確保を図ることにより、終局的には国民の生命、健康及び財産等に対する危険を防止することを目的とするものであるから、これらの欠格要件及び欠格要件に該当することを理由とする取消しに係る規定は、上記目的のため必要かつ合理的な措置であるといえる。

また、意見陳述手続については、本件取消処分は、行政手続法13条2項2号にいう法令上必要とされる資格が失われるに至ったことが判明した場合に必ずすることとされている不利益処分であって、その喪失の事実が裁判所の判決書により直接証明されたものに該当し、意見陳述手続が不要であることは明らかである。



したがって、審査請求人の主張は採用できない。

- (3) 以上を踏まえると、産業廃棄物収集運搬業者等である審査請求人が、廃掃法14条5項2号ニに該当するに至ったことから、処分庁は、廃掃法14条の3の2第1項柱書き及び同項4号（廃掃法14条の6で準用する場合を含む。）に基づき、その許可を取り消さなければならない。

したがって、本件取消処分に違法又は不当な点は認められない。

### 3 まとめ

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

#### 行政不服審査会 第3部会

|   |   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 委 | 員 | 吉 | 開 | 正 | 治 | 郎 |
| 委 | 員 | 佐 | 脇 | 敦 |   | 子 |
| 委 | 員 | 中 | 原 | 茂 |   | 樹 |